

専門職大学基本構想策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 農林業分野における実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の基本構想を検討するため、専門職大学基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 前条の目的を達成するため、委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 設置理由
- (2) 教育理念・目標
- (3) 学部学科構成・入学定員
- (4) カリキュラムの編成方針
- (5) 教員の設置方針
- (6) 入試方針
- (7) 設置場所の考え方
- (8) その他基本構想の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員の任期は、令和元年5月29日から前条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、前項の会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、山形県農林水産部農政企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月29日から施行する。

別表 1

職名	氏 名	所属・役職	備考
委 員	阿 部 清	(公財) やまがた農業支援センター 専務理事	
委 員	阿部 多喜子	金山町森林組合 森林施業プランナー	
委 員	五十嵐 一雄	山形県認定農業者協議会 会長	
委 員	伊 藤 倫 子	米沢牛いとう牧場株式会社	
委 員	今 井 敏	(独) 農林漁業信用基金 理事長	
委 員	牛 尾 陽 子	(公財) 東北活性化研究センター フェロー	
委 員	遠 田 勝 久	有限会社遠田林産 代表取締役	
委 員	小 沢 互	山形大学農学部 教授	
委 員	今 田 裕 幸	山形県農業協同組合中央会 常務理事	
委 員	佐 藤 睦 浩	新庄神室産業高等学校校長	
委 員	嶋 村 和 恵	早稲田大学大学院商学研究科 教授	
委 員	生源寺 眞一	福島大学 食農学類長	
委 員	野 堀 嘉 裕	山形大学 名誉教授	
委 員	早 坂 和 紀	早坂果樹園	

(敬称略、50音順)